

新型コロナウイルス感染症による小学校等休業対応支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 関係 Q&A

1. 基本事項

Q1-1	支援金の概要を教えてください。
A	今般の新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業等に伴い、令和2年2月27日から3月31日までの間に、 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子どもや ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども の世話を保護者として行うことが必要となったことにより、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」向けの新たな支援金を創設しています。 令和2年2月27日から3月31日までの間を対象とする支援金の詳細な内容については、厚生労働省のHPをご参照ください。 (厚生労働省 HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html また、令和2年4月以降も、文部科学省のガイドライン等に基づき、小学校等の臨時休業等が行われる場合があることを踏まえ、令和2年4月1日から6月30日までの間に、 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや ・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども i) 新型コロナウイルスに感染した子ども ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども の世話を保護者として行うことが必要となった、「委託を受けて個人

	で仕事をする方」に対し、引き続き支援金を支給する予定です。 令和2年4月1日から6月30日までの間を対象とする支援金の概要については、厚生労働省のHPに掲載している概要資料を御覧ください。 (厚生労働省 HP 概要資料) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.html
--	---

Q1-2	3月までの支援金の対象は、いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。
A	2月27日以降、北海道等で公立学校の臨時休校が開始され、また同日には、総理から3月2日から春休みまでの小学校等の臨時休業の要請がなされたことを踏まえ、2月27日を適用開始日としました。 また、春休みまでの臨時休業が総理から要請されていますが、春休みの開始日が地域によって異なることを踏まえ、3月31日を適用最終日としました。

2. 対象となる小学校等

Q2-1	対象となる「小学校等」には何が含まれますか。
A	・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程のみ）、特別支援学校（全ての部） ※ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）は対象 ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設 などが対象 【「支給要領の4」記載の小学校等を参照】

Q2-2	いわゆるフリースクールは対象になりますか。
A	対象になります。

Q2-3	民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。
A	認可外保育施設として届出（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項）を行った事業者であれば対象になります。

3. 要請に基づく臨時休業以外の場合

Q3-1	臨時休業の要請対象とはなっていない保育所等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者も対象となりますか。
A	直接の要請対象等になっていない保育所等が休業した場合も対象となります。

Q3-2	小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。
A	対象になります。

Q3-3	保育所等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、予定されていた仕事ができなくなった場合は対象となりますか。
A	対象になります。

Q3-4	小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされているということもない。自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。
A	対象になりません。 ただし、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。

Q3-5	普段放課後児童クラブを利用しています。小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。
A	対象になります。

Q3-6	春休み期間中は放課後児童クラブに子供を預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中でも対象になりますか。
A	放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。

Q3-7	小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて、仕事ができなくなっている場合も対象になりますか。
A	対象になります。

4. 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

Q4-1	「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある」状態はどのような者が該当しますか。
A	・ 新型コロナウイルスに関連すると思われる発熱等の風邪症状が見られる者 ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者をいいます。

Q4-2	風邪などの症状がない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。
A	対象になりません。 ただし、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有するなど特定の子どもについて、学校等が、新型コロナウイルスに関連して特別に休むことを認める場合等は、対象になります。

Q4-3	小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。
A	新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもについて、小学校等から欠席することが認められた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（春休みなど）であっても、子どもの世話をを行うために仕事ができなかった日は、小学校等の臨時休業期間等にかかわらず、支援の対象になります。

5. 対象となる保護者

Q5-1	対象となる保護者には誰が含まれますか。
A	親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。 そのほか、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q5-2	両親など複数の保護者が同時に休む場合、すべての保護者が対象になりますか。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。
A	保護者として子どもの世話をする必要がある場合には、対象になります。

Q5-3	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
A	孫の保護者であれば、対象になります。 また、孫の保護者でない場合であっても、子どもの世話を一時的に補助する親族についても、対象となる場合があります。

6. 業務委託契約等に関すること

Q6-1	業務委託契約等とは何ですか。
A	主に請負契約や準委任契約等を想定していますが、民法上の契約形態如何にかかわらず、今回の対象としては、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約をいいます。

Q6-2	業務委託契約は、書面ではなく口頭でもよいでしょうか。
A	【「支給要領の8（2）ウ」を参照】 業務委託契約等の内容について、契約書などの書面により、契約締結日、発注者名、受託者名、業務の内容、業務の場所と日時、報酬の算定が分かるものとしています。 契約書のほかに、発注者と受託者の間での電子メール等のやりとりの写しでも構いません。 なお、口頭により契約されている場合や、契約内容のわかる書面がない場合は、発注者と受託者の連名で、業務内容などを記載した「業務委託契約申立書」（別添様式3号）を作成していただければ、支援金の申請を行うことはできます。

Q6-3	なぜ、臨時休業等の開始日より前に、業務委託契約等を締結していなければならないのでしょうか。臨時休業等の開始日より後でもよいのではないのでしょうか。
A	この支援金は、すでに業務委託契約等に基づき予定されていた日時に小学校等の臨時休業等に伴い働くことができなくなった場合に支給するものです。 臨時休業等の開始日以降に契約を締結する場合は、臨時休業等を前提に、子どもの世話をを行う必要がある日時を保護者が考慮した上で、契約を締結できる状況にあったと考えられることから、支援の対象とはしていません。 なお、新型コロナウイルスに感染した、または感染したおそれのある、子どもの世話をを行うために業務を行うことができない場合は、臨時休業等の開始日以降に契約を締結していても、その子どもが感染し、又は感染したおそれがあると認められる日より前に、契約が締結されている場合は、支援の対象になります。

Q6-4	業務の場所はどこまでが指定されていれば、対象となるのでしょうか。
A	業務を行う場所や施設などが契約書等から明らかであることをいい、就業場所が就業者個人の判断で自由に選べない場合に対象となります。複数の場所、営業などのエリアなど一定の地域を指定する場合や、例えば、指定した配送先など、その都度具体的に指定されることが明らかになっている場合も含まれます。

Q6-5	自宅で業務を行っている場合は対象になりますか。
A	自宅であっても、臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事がままならないケースもあり、発注者から、適用期間（2月27日～3月31日）中の業務に従事する場所として自宅が指定されており、その場所や日時に仕事ができなくなった場合は、対象となる場合があります。

Q6-6	業務の日時はどこまで具体的であればよいのでしょうか。
A	業務を行う予定の日と時間、業務の開始日と終了日などが、契約書等から明らかであることをいいます。 具体的な日にちではなくとも、例えば毎週〇曜日、週〇日など、一

	定の期間における日数が明らかになっているものも含まれます。また、1日〇時間、1日のうちの概ねの時間帯、時間数が明らかとなっているもの等も含まれます。 また、作業期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。
--	---

Q6-7	業務を行う日時は、指定されているが、場所の指定が明確でない契約は対象になりますか。
A	委託を受けて仕事を行う1日のうちの概ね時間数や時間帯が指定されており、この時間と業務の内容、業務の処理方法や手段などから、業務を行う場所の範囲が一定限られる場合は、対象になります。

Q6-8	報酬は、日や時間で算定されるものに限られますか。成果を基に算定するものは対象にならないでしょうか。
A	委託を受けて仕事をする方の報酬のあり方については、多種多様ですが、業務遂行に要する日数や時間、作業量などを基に、業務を行った結果により、報酬が算定される形態となっているものが該当し、日数や時間数により算定するものに限りません。 具体的には、 ・ 時間や日を基礎として計算されるもの ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に算定されるもの ・ 作業量や作成した成果物により算定されるもの など

7. 対象となる「委託を受けて個人で仕事をする方」

Q7-1	「委託を受けて個人で仕事をする方」とは、どのような者でしょうか。
A	請負や準委任など業務委託契約等の名称如何にかかわらず、発注者から仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬が支払われることを内容とする契約を締結し、その契約を締結している本人が、個人で業務を行っている方が該当します。 具体的には、締結した契約において、発注者から業務の内容や業務を行う場所、日時などの指定を受け、業務を行った作業量や成果物により、報酬が算定されるものになっている個人の方が、支援の対象になります。

Q7-2	自営業者、一人親方なども支援の対象となりますか。
A	職種の名称により判断することはできませんが、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」(Q7-1 参照)であって、業務委託契約等の相手先が業務に従事する場所を指定する場合など、仕事内容や、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができるなど一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q7-3	業務委託契約等の相手側が法人ではなく個人の場合でも、支援金の対象となりますか。親族の場合でも良いのでしょうか。
A	契約の相手先が個人でも、親族であっても対象外とはしていません。ただし、相手先が個人・親族であっても、業務委託契約書等の確認書類は必要です。

Q7-4	個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。
A	個人事業主のもとで働く事業の専従者(同居の親族)は、労働基準法上の労働者ではなく、雇用者向けの小学校等休業対応助成金の対象にはなりません。 一方、個人事業主との間での契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしてれば、支援金の対象になります。 この場合でも、業務委託契約書等の確認書類は必要です。契約書等の書類がない場合は、様式第3号の申立書のほか、業務内容等の確認のために、税務署に提出した書類(「青色事業専従者給与に関する届出書」等)の写しなどを添付してください。

Q7-5	スポーツや音楽などの指導・教授する業務であっても、相手先の指定する場所に赴いて業務を行うといった一定の指定がある場合は、支援金の対象になるのでしょうか。
A	職種によって、対象になるか否かが決まるわけではありません。 どのような場合に対象になるか一概にお示しすることはできませんが、業務委託契約等の相手先が指定する場所に赴く場合などは、業務従事の態様、業務の場所・日時等について発注者から一定の指定を受けていると判断することができますので、支援金の対象になる場合があります。この場合でも、業務委託契約書等の確認書類が必要

	です。
--	-----

Q7-6	会社に雇用されている労働者が、副業として業務を行っている場合は、対象となるのでしょうか。
A	労働者が雇用保険被保険者や公務員である場合には、この支援の対象になりません。 ただし、上記以外の方であって、複数の業務委託契約等を締結して業務を行っている方が、この支援の対象である「委託を受けて個人で仕事をする方」(Q7-1 参照)であって、一定の要件に該当すれば、支援の対象になります。

Q7-7	なぜ、雇用保険被保険者や公務員を対象から除くのですか。
A	雇用保険被保険者や公務員については、副業ではない本業において一定の収入が見込まれると考えられることなどから、支援の対象から除いています。 なお、雇用される労働者が、①31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること、②1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること、のいずれにも該当するときは、雇用保険の被保険者となります。 (雇用保険被保険者等、企業に雇用されている方については、小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金制度があります。 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」)

8. 対象となる「仕事ができなくなった日」

Q8-1	子どもの世話をを行うために、仕事ができなくなった日は、どこまで具体的に予定されている必要がありますか。
A	あらかじめ業務委託契約等で具体的に特定の日が明らかとなっていない場合でも、契約書等の内容から業務を行う日や日数が一定の期間内において判別できる場合も対象となります。 例えば、作業の期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。

Q8-2	仕事が予定されていた日について、仕事を行う時間は指定されていなくてもよいでしょうか。
A	1日の作業を行う時間が直接指定されていない場合であっても、業務量や業務の具体的な内容などから、1日において一定の時間数の作業を行うことが判別されるような場合は、業務を行う日時が予定されていたものに該当します。

Q8-3	小学校等の子どもの世話をするため以外の理由で、仕事ができなくなった場合は、対象になるのでしょうか。
A	対象になりません。

Q8-4	適用期間中に仕事ができなくなった日のすべてが支援の対象になるのですか。日曜日や春休み期間でもよいのですか。
A	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であることから、春休みや日曜日など元々小学校等の開校する予定のなかった日等については、対象となりません。 ただし、新型コロナウイルス感染症に感染した子どもや、感染したおそれがあると思われる発熱などの風邪症状がみられる子どもの世話をを行うために、仕事を行うことができなかった場合は、そもそも休校が予定されていた春休みや日曜日などであっても、支援の対象になります。

Q8-5	小学校等の臨時休業等が始まった後に新たな業務委託契約等を締結し、その就業予定日の仕事をキャンセルする場合も対象になるのでしょうか。
A	小学校等の臨時休業等の開始日より前に、既に業務委託契約等が締結され、この契約に基づき就業する予定であった仕事ができなくなった場合に対象となります。 一方、臨時休業期間中に新たな業務に従事する契約を締結し、その契約に基づく仕事ができなかった場合は、「臨時休業等の開始日より前」に契約が成立していないため、対象になりません。

9. 申請手続等

Q9-1	支援金を申請するためにどのような書類を用意すればよいのですか。
A	厚生労働省のホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記載の上、各種添付書類をご用意いただく必要があります。 <u>申請書は、厚生労働省の HP から、印刷して使用してください。</u> 支援金の申請に共通した必要書類は、次の 5 種類です。 ① 申請書 ② 住民票の原本 ③ 契約内容がわかる業務委託契約書又は電子メールのやりとりの写し等 ④ 小学校等の臨時休業等が講じられた日や期間が分かる学校だより、小学校等の HP や電子メール等での通知の写し ⑤ 銀行通帳又はキャッシュカードの写し 詳細は、厚生労働省ホームページの「支給要領」（8 支給申請）及び申請書の記入要領、記入例をご確認ください。 （厚生労働省 HP）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

Q9-2	申請書の「小学校等休業日」に、土曜日、日曜日や春休み期間も「○」を記入してよいのですか。
A	小学校等の開校日ではない日曜日や、そもそも休校が予定されていた春休みなどについては除かれますが、新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をした日には、「小学校等休業日」に「○」を記入してください。 さらに、その子どもの世話をするために仕事ができなくなった日については、「仕事を取りやめた日」にも「○」を記入してください。

Q9-3	小学校等の臨時休業等が行われたことの確認書類としてはどのようなものがありますか。
A	小学校等からの臨時休業等を通知する学校だより、小学校等のホームページや電子メールでの通知の写しなどが該当します。

Q9-4	新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。
A	小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類（発行日、学校名がわかるもの）が必要です。例えば、小学校から登校しないことの承諾を受けていることの分かる連絡帳なども該当します。 日曜日、春休み期間中などで上記の書類を用意できない場合は、医療機関や薬局の領収書等の写しや子どもの発熱等の症状を記した申立書（様式は任意のもので、自署のあるもの）を添付してください。

Q9-5	申請期間はいつからいつまでですか。支給決定はいつ頃になりますか。
A	申請は、3月18日から6月30日まで（消印有効）の間に受け付けます。 支援金については、必要な申請書、証拠書類が確認できた後、できる限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。

Q9-6	申請書の提出先は、どこですか。
A	申請書の提出先は、厚生労働省の委託した事業者が運営する「学校等休業助成金・支援金受付センター」としています。 労働局やハローワークでは受け付けをしていません。 また、提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、よくご確認ください。 （厚生労働省 HP） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html （参考）「学校等休業助成金・支援金受付センター」 ・ 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川） 〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2 6階 662 執務室 ・ 東北、三重、近畿、中国、四国地区 （青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知） 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 3-21-7 アリアス桜台ビル 2F

	・ 北陸甲信越、中部（三重除く）、九州・沖縄地区 （新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄） 〒170-6025 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 25F ・ 北海道地区 〒550-8798 大阪西郵便局 私書箱 62 号
--	---

Q9-7	申請書の提出方法は、郵送ですか。電子メールでもよいのですか。
A	申請書の提出方法は、郵送としています。電子メールによる受付はしていません。 また、郵便物を差し出した記録を残す「特定記録」等による郵送をお勧めしています。 （参考）「特定記録」 日本郵政 HP より転載 引受けを記録するので、郵便物等を差し出した記録を残したいときにおすすめです。（引受けの記録として、受領証をお渡しいたします。） インターネット上で配達状況を確認できます。 （配達完了メール通知サービスがご利用いただけます。） 受取人さまの郵便受箱に配達します（配達の記録（受領印の押印または署名）は行いません。）。

Q9-8	申請した支援金が支払われるのかなど、申請した後の結果はどのようにして知ることができますか。
A	申請書を受理した後、支援金の支給要件に該当するか審査した結果については、申請者ご本人あてに厚生労働省から直接文書で通知します。 なお、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して申請内容の確認などのために電話で問い合わせを行うことはありません。

Q9-9	提出した申請書に記載漏れや書類の不備などがあった場合は、何らかの連絡はあるのですか。
A	申請書に記載漏れや不備があった場合は、厚生労働省又は「学校等休業助成金・支援金受付センター」から、申請者ご本人に対して、提

	出された<u>申請書類のすべてを郵便により返送すること</u>としています。申請者ご本人あてに電話による問い合わせはいたしません。 申請書類を返送する際、書類の不備等の具体的な内容について、文書で連絡しますので、必要な補正をしていただいた後に、期限内に郵送により申請書類を再提出いただければ、申請を受け付け、再度審査を行うことになります。
--	---

Q9-10	申請書の記載誤りを訂正して、申請してもよいでしょうか。 訂正する場合、修正液を使ってもいいでしょうか。
A	申請書等に記載した文字を訂正、削除する場合は、その訂正等をする文字の上に横線を引き、申請者本人の印鑑を押してもらう方法により訂正や削除をしていただくことは構いません。 修正液による文字の消去、訂正は、申請者本人によるものか判別できませんので、認められません。

Q9-11	郵送の場合は、郵便料金は自己負担ですか、着地払いにできないのですか。
A	申請書を送付するための郵便料金については、申請者の方にご負担いただくことをお願いしています。

10. 4月以降分の支援金について

4月以降分の支援金は、申請先や申請書類、申請期間などの申請手続について、現在検討中であり、申請受付は開始しておりません。詳細が決まり次第、公表いたします。

Q10-1	3月までの期間が対象となっていた支援金が、4月以降も延長されると聞きましたが、どのような内容ですか。
A	個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度について、2月27日から3月31日までの間を適用期間としていましたが、この支援の対象となる期限を延長して、令和2年4月1日から6月30日までの間に、委託を受けて個人で仕事をする方が、保護者として子どもの世話をするために、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する予定です。 支援の対象となる、委託を受けて個人で仕事をする方や保護者などの条件は、基本的には変更しない方向ですが、新たに文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）などの内容も含めて検討し、制度の詳細が決まり次第、あらためて公表することとします。

Q10-2	4月以降の支援金で対象になるとされている「重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども」とは、どのような子どもでしょうか。
A	具体的には、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもです。

Q10-3	3月分の支援金の申請をしましたが、4月分以降の支援金も請求できるのですか。
A	3月31日までの適用期間における支援金と、4月以降の延長される支援金は、支援の対象期間が異なりますので、支援金の支給要件を満たす場合、該当する支援金の申請を行うことができます。

Q10-4	4月以降の支援金についても、現在の支援金の申請書を用いて申請できますか。
A	4月以降の支援金については、申請書に記載されている支給対象日が異なるなどにより、新たに申請書の様式を定める必要がありますので、申請手続きの詳細について検討し、公表します。

